

平成六年法律第七十七号
不動産特定共同事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第三章 業務（第十四条～第三十一条の二）
第二章 監督（第三十二条～第四十条）	第五章 小規模不動産特定共同事業者（第五十三条～第五十九条）
第三章 許可（第三十三条～第三十一条の二）	第六章 第一節 登録（第四十一条～第四十九条）
第四章 業務（第五十条）	第二節 業務（第五十一条～第五十七条）
第五章 小規模不動産特定共同事業者（第五十一条～第五十七条）	第三節 特例事業者（第五十八条）
第六章 特例事業者（第五十八条）	第七章 適格特例投資家限定事業者（第五十九条～第六十一条）
第七章 適格特例投資家限定事業者（第五十九条～第六十一条）	第八章 不動産特定共同事業協会（第六十二条～第六十四条）
第八章 不動産特定共同事業協会（第六十二条～第六十四条）	第九章 雑則（第六十五条～第七十六条）
第九章 雑則（第六十五条～第七十六条）	第十章 罰則（第七十七条～第八十七条）
第十章 罚則（第七十七条～第八十七条）	第十一章 没収に関する手続等の特例（第八十一条～第九十条）

第二条 この法律（第十一章を除く。）において「不動産取引」とは、不動産の売買、交換又は賃貸借をいう。

第三条 法律（第七十一条～第七十六条）第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。

2 この法律において「不動産」とは、不動産の売買、交換又は賃貸借をいう。

3 この法律において「不動産特定共同事業契約」とは、次に掲げる契約（予約を含む。）である。

（1）各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人のを除いたものをいう。

4 一 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき當まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為（前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものにあっては、業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行うものに限る。）	5 二 外国の法令に基づく契約であつて、前三号に掲げるものに相当するもの
5 前各号に掲げるもののほか、不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行うことを約する契約（外国の法令に基づく契約を含む。）であつて、当該不動産取引に係る事業の公正及び当該不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を受ける者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの	6 一 第四項第一号に掲げる行為であつて、当該第一号又は第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に係る不動産特定共同事業契約（第三項第一号において同じ。）に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないものとして政令で定める金額を超えないもの
6 この法律において「特例事業者」とは、第四項第二号に掲げる行為であつて、当該第二号に掲げる行為に係る不動産特定共同事業契約に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの	7 二 第四項第三号に掲げる行為であつて、当該第二号に掲げる行為に係る不動産特定共同事業契約に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの
7 この法律において「小規模不動産特定共同事業者」とは、第四十一条第一項の登録を受けて小規模不動産特定共同事業を営む者をいう。	8 三 この法律において「特例事業」とは、第四項第一号に掲げる行為で業として行うものであつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
8 一 当該行為を専ら行うこととする法人（不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者であるもの及び外国人法人で国内に事務所を有しないものを除く。）が行うものであること。	9 一 この法律において「事業参加者」とは、不動産特定共同事業契約の当事者で、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者以外のものをいう。
9 二 不動産特定共同事業契約に基づき當まれる不動産取引に係る業務を「の不動産特定共同事業者（第四項第三号に掲げる行為に係る事業（以下「第三号事業」という。）を行なう者に限る。）に委託するものであること。	10 二 この法律において「特例投資家」とは、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者並びに資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社をいう。
10 三 特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき當まれる不動産特定共同事業契約に係るものである。	11 三 この法律において「適格特例投資家限定事業者」とは、第五十九条第二項の規定による届出をした者をいう。
11 四 特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為	12 四 この法律において「事業参加者」とは、不動産特定共同事業契約の当事者で、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者以外のものをいう。
12 五 その他の事業参加者の利益の保護を図るために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。	13 五 この法律において「特例投資家」とは、主務大臣（一の都道府県の区域内のみ事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置して不動産特定共同事業を行おうとする者（第三号事業又は第四号前項の許可のうち主務大臣の許可を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）で定めるところにより登録免許税を納めなければならない。
13 六 この法律において「適格特例投資家」とは、その他の事業参加者の利益の保護を図るために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。	14 六 この法律において「適格特例投資家」とは、特例投資家のうち、不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者として主務省令で定める者をいう。

1 一 各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人のを除いたものをいう。	2 二 不動産特定共同事業契約の締結の態様、当事者の関係等を勘案して収益又は利益の分配を受ける者の保護が確保されていると認められる契約（予約を含む。）として政令で定めるもの
2 三 特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき當まれる不動産特定共同事業契約に係るものである。	3 三 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘の業務を不動産特定共同事業者（第四項第四号に掲げる行為に係る事業（以下「第四号事業」という。）を行なう者に限る。）に委託するものであること。
3 四 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産について、宅地の造成又	4 四 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産について、宅地の造成又

(許可の条件)

第四条 主務大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、不動産特定共同事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(許可の申請)

第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第十七条第一項に規定する者の氏名

四 資本金又は出資の額

五 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項

六 不動産特定共同事業の種別(第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。)

七 不動産特定共同事業契約(当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものに限る。)の締結の勧誘の業務(以下「特定勧誘業務」という。)を行おうとする場合については、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

八 第四号事業(特定勧誘業務のみを行うものを除く。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。)を行おうとする場合については、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五条)第二十九条の登録(同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。)に関する事項

九 第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業(以下「第一号事業」という。)を行おうとする場合にあつては、特例投資家のみを相手方として定める使用人のうちに次のいずれかに該当する事項

手方又は事業参加者とするものであるか否かの別

十 第三号事業を行おうとする場合にあつては、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

十一 電子取引業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより、勧誘の相手方に不動産特定共同事業契約の締結の申込みをさせる業務をいう。以下同じ。)を行おうとする場合にあつては、その旨

十二 他に事業を行つているときは、その事業の種類

十三 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類(第一号事業又は第三号事業を行おうとする者以外の者にあつては第四号に掲げるものを除き、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者にあつては第三号事業に係る第四号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 事務所について第十七条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

四 不動産特定共同事業契約約款

五 その他主務省令で定める事項を記載した書類

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

一 法人でない者(外国法人で国内に事務所を有しないものを含む。)

二 宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けていない法人

三 第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法律によつては、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五条)第二十九条の登録(同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。)を行おうとする場合にあつては、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五条)第二十九条の登録(同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。)を行おうとする場合にあつては、特例投資家のみを相手方として定める使用人のうちに次のいずれかに該当する事項

四 第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十一条の規定による通知があつた日から当該处分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第五十三条の規定により第四十二条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

六 第五十三条各号のいずれかに該当するとして第十二条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日から五年を経過しないもの

七 第五十三条各号のいずれかに該当するとして第十四条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日から五年を経過しないもの

八 第六十二条第一項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

九 この法律、宅地建物取引業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しないもの

十 役員(業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他の異なる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号、第三十五条第一項第六号、第四十四条第一項第五号、第五十二条第一項第六号及び第六十一

条第六項第六号において同じ。)又は政令で定める使用者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 前号に規定する法律若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第三項の規定を除く。)若しくはこれらに相

当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八

九 くは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

一〇 二 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第六号)の規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号において「暴力團員等」という。)

一一 二 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第六号)の規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号において「暴力團員等」という。)

一二 二 不動産特定共同事業者が第三十六条の規定により第十二条第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

一三 二 不動産特定共同事業者が第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日又は処分をしないことの

一四 二 不動産特定共同事業者が第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日又は処分をしないことの

日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であった者で当該届出の日から五年を経過しないもの。小規模不動産特定共同事業者が第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの。小規模不動産特定共同事業者が第五十三条各号のいづれかに該当するとして第四十一条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をして当該届出の日までの間に第十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの。

ス 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をして当該届出の日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの。

ル この法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可を取り消され、その取消しの日から五年の役員であった者で当該届出の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された法人の当該取消しの日前六十日以内に役員に相当する者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

六 不動産特定共同事業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有するものであること。

第七条 主務大臣又は都道府県知事は、第五条の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準（第一号事業又は第三号事業を行おうとする者以外の者にあっては第五号に掲げるものを除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあっては第二号事業に係る第五号に掲げるものを除き、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて第三号事業を行おうとする者にあっては第三号事業に係る第五号に掲げるものを除き、電子取引業務を行おうとする者以外の者にあっては第七号に掲げるものを除く。）に適合していると認めるときでなければ、第三条第一項の許可をしてはならない。

一 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適當なものとして不動産特定共同事業の種別ごとに政令で定める金額を満たすものであること。

二 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たすものであること。

三 その者又はその役員若しくは政令で定める事務所の種別又は事務所の所在地の変更をして当該届出の日から五年を経過しないもの。

四 その事務所が第十七条第一項に規定する要件を満たすものであること。

五 その不動産特定共同事業契約款の内容が政令で定める基準に適合するものであること。

（許可の基準）

十二 特定勧誘業務を行おうとする場合にあつては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けていない法人又は届出をしていない法人。

十三 第四号事業を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法第二十九条の登録を受け得ない法人。

（記載した許可申請書を提出しなければならない。）

同条第一項第三号及び第十三号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 主務大臣の許可を受けた者（第三号事業又は第四号事業を行おう者以外の者に限る。）が同一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

（記載した許可申請書の提出があつた場合においては、主務大臣又は都道府県知事が前項の規定による許可を受けた者（第三号事業又は第四号事業を行おう者以外の者に限る。）が同一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。）

二 不動産特定共同事業者が第五条第一項の規定により第四十一条第一項の登録を取り消された場合は、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第十二条 不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の認可）

第九条 不動産特定共同事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可是、その效力を失う。

一 不動産特定共同事業を廃止した場合（外国法人にあっては、国内に事務所を有しないこととなつた場合を含む。）不動産特定共同事業者であつた法人を代表する役員。

二 破産手続開始の決定により解散した場合

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

四 不動産特定共同事業を廃止した場合（外国法人にあっては、国内に事務所を有しないこととなつた場合を含む。）不動産特定共同

ヲ 心身の故障により不動産特定共同事業の業務を適正に行うことができない者として

主務省令で定めるもの

七 電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されているものであること。

（変更の許可）

一 不動産特定共同事業の種別を変更しようとするとき（主務大臣又は都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の許可を受けなければならないときを除く。）。

二 新たに不動産特定共同事業契約款の作成をし、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更（不動産特定共同事業契約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なもの）を除く。第六十七条第四項及び第八十条第二号において同じ。）をしようとするとき。

三 新たに電子取引業務を行おうとするとき。不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき（第八条第一項各号に掲げるときを除く。）も、前項と同様とする。（変更の届出）

二 不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき（第八条第一項各号に掲げるときを除く。）も、前項と同様とする。（変更の届出）

三 新たに電子取引業務を行おうとするとき。不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき（第八条第一項各号に掲げるときを除く。）も、前項と同様とする。（変更の届出）

（第十八条の二）

一 主務大臣の許可を受けた者（第三号事業又は第四号事業を行おう者以外の者に限る。）が同一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

（記載した許可申請書の提出があつた場合においては、主務大臣又は都道府県知事が前項の規定による許可を受けた者（第三号事業又は第四号事業を行おう者以外の者に限る。）が同一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。）

（第十九条）

一 不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

二 不動産特定共同事業者が第五条第一項の規定により第四十一条第一項の登録を取り消された場合は、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の認可）

第九条 不動産特定共同事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可是、その效力を失う。

一 合併により消滅した場合 消滅した法人を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定により解散した場合

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

四 不動産特定共同事業を廃止した場合（外国法人にあっては、国内に事務所を有しないこととなつた場合を含む。）不動産特定共同

大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 不動産特定共同事業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該不動産特定共同事業者に対する第三条第一項の許可是、その効力を失う。

第十二条 主務大臣及び都道府県知事は、主務大臣にあつては、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に関する第五条第一項第一号から第十二号までに掲げる事項その他の主務省令で定める事項を、都道府県知事にあつては、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者及び同項の主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関する都市計画法の事項を登載した不動産特定共同事業者名簿を備えなければならない。

第三章 業務

(業務遂行の原則)

第十四条 不動産特定共同事業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

2 不動産特定共同事業者は、その業務を行うに当たつては、不動産の適正かつ合理的な利用の確保に努めるとともに、投機的取引の抑制が図られるよう配慮しなければならない。

第十五条 不動産特定共同事業者は、自己の名義をもつて、他人に不動産特定共同事業を営ませてはならない。

(標識の掲示)

第十六条 不動産特定共同事業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 不動産特定共同事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。(業務管理者)

第十七条 不動産特定共同事業者は、事務所ごとに、第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第二十八条第三項の規定による業務のほか、当該事務所における次に掲げる業務の実施に関し必要な助言、指導その他の監督管理を行わせる

ため、その従業者であつて宅地建物取引業法第二条第四号に規定する宅地建物取引士であることその他の主務省令で定める要件を満たす者を置かなければならぬ。

二 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘

二 不動産特定共同事業契約の内容についての説明

三 第二十八条第一項の規定による業務

2 不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、事務所ごとに、前項の規定により置かれた者(以下この章並びに第三十七条第一項及び第二項において「業務管理者」といいう)の氏名その他主務省令で定める事項を記載した名簿(第三十一条の二第三項において「業務管理者名簿」という)を備え置き、事業参加者(不動産特定共同事業契約の締結をしようとする者を含む)から請求があつたときは、これをその者の閲覧に供しなければならない。

3 不動産特定共同事業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

(広告の規制)

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認その他の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものが附された後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2 不動産特定共同事業者は、その行おうとする不動産特定共同事業に関する広告をするときは、自分が不動産特定共同事業契約の当事者となるか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うのかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二条第二項各号に掲げる契約の種別を明示しなければならない。

3 不動産特定共同事業者は、その業務に関しては広告をするときは、不動産取引による利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項の確認その他の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

二 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘

二 不動産特定共同事業契約の内容についての説明

三 第二十八条第一項の規定による業務

2 不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、事務所ごとに、前項の規定により置かれた者(以下この章並びに第三十七条第一項及び第二項において「業務管理者」といいう)を備え置き、事業参加者(不動産特定共同事業契約の締結をしようとする者を含む)から請求があつたときは、これをその者の閲覧に供しなければならない。

3 不動産特定共同事業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

(不動産特定共同事業契約の締結の勧誘等の禁止)

第二十条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に對し、当該不動産特定共同事業契約に關する事項であつてその相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の解除(組合からの脱退を含む。以下同じ。)を妨げるため、事業参加者に対し、当該不動産特定共同事業契約に関する事項であつてその相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第二十一条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の解除(組合からの脱退を含む。以下同じ。)を妨げるため、事業参加者に対し、当該不動産特定共同事業契約に関する事項であつてその相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方が当該不動産特定共同事業契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。

3 不動産特定共同事業者等は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方が当該不動産特定共同事業契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。

2 不動産特定共同事業者等は、前三項に定めるもののか、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘又は解除の妨げに関する行為であつて、相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして認めさせよう表示をしてはならない。

第二十二条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして認めさせよう表示をしてはならない。

第二十三条の二 金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書)、第四項、第六項及び第七項を除く。)及び第四十条の規定は、不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業契約(当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産の価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるもの又は特例事業者が締結するものであつて、金銭(これに類するものとして主務省令で定めるものの中のを含む。)をもつて出資の目的とするものを除く。)の締結又はその代理若しくは媒介について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項、第二項各号及び第三項並びに第四十条中「金融商品取引業者等」とあるのは「不動産特定共同事業者」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあり、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあり、同項第二号及び第三号並びに同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」といいう。)」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第二号中「顧客」とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引契約」とあるのは「不動産特定共同事業契約」と、同法第三十九条第一項各号及び第三項並びに同法第四十条第二号中「顧客」とあり、同法第三十九条第二項中「金融商品取引(以下この条において「有価証券等」といいう。)」とあり、同法第三十九条第二項中「金融商品取引契約」とあるのは「不動産特定共同事業契約」とあり、並びに同法第四十条第一号中「投資者」とあるのは「事業参加者」と、同法第三十九条第一号中「有価証券」とあり、並びに同法第三十九条第三項中「以下この節及び次節」とあるのは「第五項」と、同法第四十条第一号中「顧客」とあり、及び「投資者」とあるのは「相手方又は事業参加者」と読み替えるものとする。

その相手方への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理ををしてはならない。

(勧説における告知)

第二十二条の二 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧説をするに際し、当該不動産特定共同事業契約の締結が第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づかないでそれが他の主務省令で定める事項を告げなければならない。

2 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧説をするに際し、当該不動産特定共同事業契約の締結が不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は特例事業者がその不動産取引に係る業務を委託する不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産特定共同事業者の第三条第一項の許可若しくは第九条第一項の認可又は第四十一条第二項の登録若しくは第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業者が基づかないでされる場合にあっては、その相手方に対し、その旨その他主務省令で定める事項を告げなければならない。

3 小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例外事業者（小規模不動産特定共同事業者による業務を委託する特例外事業者をいう。以下同じ。）が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧説をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約の締結の勧説をするに際し、その当事者又は媒介をして、当該不動産特定共同事業契約の当事者又は小規模特例外事業者であることその他主務省令で定める事項を告げなければならない。

第二十三条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結をするときは、第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づいて、これをしなければならない。

2 不動産特定共同事業契約の締結の代理をする不動産特定共同事業者は、その代理する不動産特定共同事業者又はその代理する特例外事業者がその不動産取引に係る業務を委託する不動産特

定共同事業者の第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づいて、これをしなければならない。

3 不動産特定共同事業者は、その代理する小規模特例外事業者がその不動産取引に係る業務を委託する小規模不動産特定共同事業者の第四十一条第一項の登録又は第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約約款に基づいて、これをしなければならない。

(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付)

第二十四条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名させなければならぬ。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

第二十五条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付

2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申込者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該不動産特定共同事業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

3 不動産特定共同事業者は、第一項の規定により、申込者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して前項の解除は、その解除をする旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。第一項の規定による解除があつた場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

(自己取引等の禁止)

第二十六条の二 不動産特定共同事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事業参加者の保護に欠けるおそれのない場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 当該不動産特定共同事業者と当該不動産特定共同事業者に業務を委託した特例外事業者（以下「委託特例外事業者」という。）との間ににおいて不動産取引を行うこと。

（特例外事業者から委託された業務の再委託の禁止）

一 不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別

二 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（目的となる不動産を特定するために必要な表示及びその不動産取引の内容）

三 事業参加者に対する収益又は利益の分配に関する事項

四 不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項

五 契約期間に関する事項

六 契約終了時の清算に関する事項

七 契約の解除に関する定めがあるときは、そ

の内容

八 その他主務省令で定める事項

九 契約終了時の清算に関する事項

十 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名させなければならぬ。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

（書面による解除）

第二十六条 事業参加者は、その締結した不動産特定共同事業契約について前条第一項の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該不動産特定共同事業契約の解除をることができる。

2 前項の解除は、その解除をする旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による解除があつた場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

（自己取引等の禁止）

第二十七条 不動産特定共同事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事業参加者の保護に欠けるおそれのない場合として主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況（第三号事業を行つ者にあっては、委託特例外事業者の業務及び財産の状況）を記載した書類を事務所ごとに備え置き、事業参加者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

（事業参加者名簿）

第二十八条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護に欠けるおそれのない場合として主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況（第三号事業を行つ者にあっては、委託特例外事業者の業務及び財産の状況）を記載した書類を事務所ごとに備え置き、事業参加者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

（書類の閲覧）

第二十九条 不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行つ者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況（第三号事業を行つ者にあっては、委託特例外事業者の業務及び財産の状況）を記載した書類を事務所ごとに備え置き、事業参加者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

（事業参加者名簿）

第三十条 不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行つ者に限る。）は、不動産特定共同事業者（第一号事業を行つ者に限る。）又は委託特例外事業者が不動産特定共同事業契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者の名簿（次項において「事業参加者名簿」という。）を作成し、これを保存しなければならない。

（秘密を守る義務）

第三十一条 不動産特定共同事業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしては

約に係る財産を、自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理しなければならない。

(財産管理報告書の交付等)

第二十八条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の求めに応じ、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について説明しなければならない。

（不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況についての報告書を交付しなければならない。）

ならない。不動産特定共同事業を営まなくなつた後においても、同様とする。

2 不動産特定共同事業者の代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、不動産特定共同事業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産特定共同事業者の代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。(電子取引業務に関する特則)

第三十一条の二 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、商号又は名称その他の主務省令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより公表しなければならない。

2 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、電子取引業務を適確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

3 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、業務管理者名簿その他電子取引業務の相手方又は事業参加者の判断に重要な影響を与えるものとして主務省令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより、電子取引業務を行う期間及び電子取引業務に係る不動産特定共同事業の期間中、当該相手方又は事業参加者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

第四章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十二条 不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類(第三号事業を行つては、委託特例事業者の業務に関する帳簿書類を含む。)を作成し、これを保存しなければならない。(事業報告書の提出)

第三十三条 不動産特定共同事業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、第十三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。(指示)

第三十四条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業に提出しなければならない。

業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれがあるとき。

二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不適当であると認められるとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

五 不動産特定共同事業に違反したとき。

六 役員又は政令で定める使用者のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に違反した者があるに至ったとき。

七 不動産特定共同事業に違反したと認められるとき。

八 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

九 第二項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

十 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

十一 前条第一項各号のいずれかに該当すると

(業務停止命令)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事は、その同項の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

(業務停止命令)

第三十六条 主務大臣又は都道府県知事は、その同項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項各号のいずれかに該当すると

(許可の取消し)

第三十七条 主務大臣又は都道府県知事は、その同項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項各号のいずれかに該当すると

て準用する場合を含む。)又は第二十一条の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項若しくは第四十条の規定に違反したとき。

二 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

三 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 不動産特定共同事業に違反したとき。

六 役員又は政令で定める使用者のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に違反した者があるに至ったとき。

七 不動産特定共同事業に違反したと認められるとき。

八 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

九 第二項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

十 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

十一 前条第一項各号のいずれかに該当すると

(立入検査等)

第三十八条 主務大臣又は都道府県知事は、第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条の規定による処分をしたときは、主務省令で定めることにより、その旨を公告しなければならない。

第三十九条 主務大臣はすべての不動産特定共同事業者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業者に対し、不動産特定共同事業の適正な運営を確保し、又は不動産特定共同事業の健全な発達を図るために、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(指導等)

業者に係る業務管理者がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ぜることができる。この場合において、当該不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から一年以内においてその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を区域において前項に規定する行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対する業務管理者として選任してはならない。

二 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対する業務管理者に對し、その解任を命ずることができる。

三 第三十四条第三項の規定及び第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

四 第三十九条 主務大臣はすべての不動産特定共同事業者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業者に対し、不動産特定共同事業の適正な運営を確保し、又は不動産特定共同事業の健全な発達を図るために、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(監督処分の公告)

第五十条 主務大臣又は都道府県知事は、第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条の規定による処分をしたときは、主務省令で定めることにより、その旨を公告しなければならない。

第六十一条 主務大臣又は都道府県知事は、当該不動産特定共同事業者に付された条件に違反したとき。

六 前条第一項各号のいずれかに該当するときに重いとき、又は同条第一項若しくは第二条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

七 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

八 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

九 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

十 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

十一 前条第一項各号のいずれかに該当するときに重いとき、又は同条第一項若しくは第二条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

十二 第二項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

十三 第二項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

(業務管理者の解任命令)

第十三条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事

況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、犯罪の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

第五章 小規模不動産特定共同事業者

第一節 登録

(小規模不動産特定共同事業の登録)

第四十一条 第三条第一項の規定にかかるらず、主務大臣(一)の都道府県の区域内のみに事務所を設置して小規模不動産特定共同事業を行おうとする者(小規模第二号事業を行おうとする者を除く。)にあつては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた者は、小規模不動産特定共同事業を営むことができる。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

3 有効期間の満了後引き続き小規模不動産特定共同事業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の満了日の翌日から起算して五年とする。

5 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の翌日から起算して五年とする。

6 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、その登録の有効期間の満了の翌日から起算して五年とする。

7 前項の登録の更新がされた場合は、その登録の申請について、その登録の有効期間の満了の日までの間は、なお効力を有する。

(登録の申請)
第四十二条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。第四十四条、第五十三条第三号、第七十一条及び第七十七条第五号において同じ)を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

8 一 商号又は名称及び住所
二 役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する者の氏名

四 資本金又は出資の額
五 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項

六 小規模不動産特定共同事業の種別(第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。)
七 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

八 電子取引業務を行おうとする場合にあっては、その旨

九 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

10 その他主務省令で定める事項

11 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

12 一定款又はこれに代わる書面

13 登記事項証明書又はこれに代わる書面

14 不動産特定共同事業契約約款

15 その他主務省令で定める事項を記載した書類
(登録簿への登録)

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請があつた場合において、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

16 一 前条第一項第一号から第九号までに掲げる事項その他の主務省令で定める事項

17 二 登録年月日及び登録番号

18 三 前条第一項の登録による登録の申請をした者に通知しなければならない。

19 (変更の登録)
第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。

20 一 第六条各号(第十三号を除く。)のいずれかに該当する者
二 その資本又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして小規模不動産特定共同事業の種別ごとに政令で定める金額に満たない者

三 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない者

四 当該登録の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者がある者

五 その役員又は政令で定める使人のうち、当該登録の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為を行つた者がある者

六 小規模不動産特定共同事業者(第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。)の登録を受けた者が、同項の規定により新たに主務大臣の同項の登録を受けなければならぬときを除く。)も、前項と同様とする。

7 第四十三条及び第四十四条の規定は、前二項の変更登録について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第四十四条第一項中「いづれか」とあるのは「次の各号に掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)のいづれか」と読み替えるものとする。

8 小規模不動産特定共同事業を適確に遂行するため必要なものとして主務省令で定める基準に適合する財産的基礎及び人的構成を有すると認められない者

9 電子取引業務を行おうとする場合にあつては、電子取引業務を適確に遂行するため必要な体制が整備されていると認められない者

10 不動産特定共同事業者(第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。)
(登録換えの場合における従前の登録の効力)

第四十五条 主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた者がその小規模不動産特定共同事業を営むときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の登録は、その効力を失う。

11 (変更の届出)
第四十六条 小規模不動産特定共同事業者は、小規模不動産特定共同事業の種別を変更しようとするととき(主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録の申請を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。)不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更(不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なもの)を除く。第八十条第五号において同じ。)をしようとするとき、又は新たに電子取引業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところ

12 第四十七条 小規模不動産特定共同事業者は、第四十二条第一項各号(第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)があつたとき、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

13 (廃業等の届出)
第四十八条 小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

14 一 合併により消滅した場合 消滅した法人を代表する役員であつた者

15 二 破産手続開始の決定により解散した場合
破産管財人

16 三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

17 四 小規模不動産特定共同事業を廃止した場合(外国法人にあつては、国内に事務所を有し

以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣にあつては、適格特例投資家限定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したとき、都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内において業務を行う適格特例投資家限定事業者が次の各号における業務に關し、次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したとき、又はこの法律の規定に違反したときは、當該適格特例投資家限定事業者に対し、特例投資家限定事業者が當該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、當該適格特例投資家限定事業者に対する指示をすることができる。

6 業務に關し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれがあるとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

7 業務に關し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

四 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

五 業務に關し他の法令に違反し、當該都道府県の区域内において業務を行なう適格特例投資家限定事業者が當該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号を除く。)のいずれかに該当するときは、當該適格特例投資家限定事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

七 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遲滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

8 主務大臣は、適格特例投資家限定事業者が第六項各号のいずれかに該当し情状が特に重いときは、又は同項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、當該適格特例投資家限定事業者に対し、事業の廢止を命ずることができる。

9 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣にあつては、第六項又は第八項の規定による処分をしたとき、都道府県知事にあつては、第六項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めることにより、その旨を公告しなければならない。

二 業務に關し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

三 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

四 業務に關し他の法令に違反し、當該都道府県の区域内において業務を行なう適格特例投資家限定事業者が當該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号を除く。)のいずれかに該当するときは、當該適格特例投資家限定事業者に対する指示をすることができる。

五 業務に關し他の法令に違反し、當該都道府県の区域内において業務を行なう適格特例投資家限定事業者が當該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号を除く。)のいずれかに該当するときは、當該適格特例投資家限定事業者に対する指示をすることができる。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

七 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第八章 不動産特定共同事業協会

(不動産特定共同事業協会)

第六十二条 その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる一般社団法人は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第六十三条 協会は、事業参加者等から会員の営業の健全な発展に資するところにより、その旨を公告しなければならない。

二 協会に入していなかった者は、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。

(名称の使用の制限)

第六十四条 協会は、事業参加者等から会員の営業の健全な発展に資するところにより、その旨を公告しなければならない。

二 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対して必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならぬ。

(苦情の解決)

二 前項に規定する一般社団法人（以下この章に

おいて「協会」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 会員の営む不動産特定共同事業の業務に関

し、この法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

一 会員の営む不動産特定共同事業に関する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む不動産特定共同事業に關し、不動産特定共同事業契約の内容の適正化その他事業参加者の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む不動産特定共同事業の業務に關する事業参加者等からの苦情の解決

四 不動産の適正かつ合理的な利用の確保及び投機的取引の抑制を図るために必要な調査及び研究

五 その他協会の目的を達成するため必要な

第一項に規定する定款の定めは、これを変更

すことができない。

二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添

えて、その旨を、主務大臣に届け出なければならない。

三 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(信託会社等に関する特例)

第六十五条 第十一条第二項の規定により第三条第一項の許可が効力を失ったとき、又は第三十条の規定により同項の許可が取り消されたときは、當該登録に係る小規模不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、當該小規模不動産特定共同事業者又は當該特例事業者（當該小規模不動産特定共同事業者に業務を委託した小規模特例事業者をいう。）が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお小規模不動産特定共同事業者とみなす。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第六十六条 不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合において、当該不動産特定共同事業者、当該小規模不動産特定共同事業者、當該特例事業者若しくは當該適格特例投資家限定事業者又は当該不動産特定共同事業に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第百四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）による届出をしたもの（特定勧誘業務を行おうとする信託会社にあつては別表各号の上欄に掲げるのであるとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けているもの又は届出をしているもの、第四号事業を行おうとする信託会社にあつては金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものに限る。以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。

二 不動産特定共同事業を営む特定信託会社については、前項に規定する規定を除き、主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなししてこの法律の規定を適用する。

三 この場合において、第二十二条の二第一項及び第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは、「第六十七条第三項又は第四項の届出」と、第三十八条规定においては、なお不動産特定共同事業者とみなす。

四 第四十二条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十八条第二項の規定により第四十一

条第一項の登録が効力を失つたとき、又は第五十三条の規定により同項の登録が取り消されたときは、當該登録に係る小規模不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、當該小規模不動産特定共同事業者に係る委託小規模特例事業者（當該小規模不動産特定共同事業者に業務を委託した小規模特例事業者をいう。）が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお小規模不動産特定共同事業者とみなす。

5 第二十三条规定により同項の登録が取り消されたときは、當該登録に係る小規模不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、當該

特例投資家限定事業者は、當該登録に係る小規模不動産特定共同事業者又は當該特例事業者（當該小規模不動産特定共同事業者に業務を委託した小規模特例事業者をいう。）が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお小規模不動

産特定共同事業者とみなす。

6 主務大臣は、協会に対して、不動産特定共同事業者に対する報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告を請求することができる。

7 二 業務に關し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

三 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

四 業務に關し他の法令に違反し、當該都道府県の区域内において業務を行なう適格特例投資家限定事業者が當該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号を除く。)のいずれかに該当するときは、當該適格特例投資家限定事業者に対する指示をすることができる。

五 業務に關し他の法令に違反し、當該都道府県の区域内において業務を行なう適格特例投資家限定事業者が當該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号を除く。)のいずれかに該当するときは、當該適格特例投資家限定事業者に対する指示をすることができる。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

七 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

8 主務大臣は、適格特例投資家限定事業者が第六項各号のいずれかに該当し情状が特に重いときは、又は同項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、當該適格特例投資家限定事業者に対する指示をすることができる。

9 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかる規定による意見陳述のための手續の区分にかかる規

「第三十六条の規定による処分」とあるのは
〔第六十七条第五項の規定による業務の停止の命令〕とする。

3 特定信託会社は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約款を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社は、第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登載された事項（第五条第一項第五号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）について変更があったときは、新たに特定勧誘業務を行ふこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社が、第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定信託会社に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 信託業務を兼営する金融機関及び第一項の政令で定める信託会社に対するこの法律の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
(適用の除外)

第六十八条 第十九条から第二十一条まで、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十八条第二項及び第三項並びに準用金融商品取引法第四十条（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

7 第二十六条及び準用金融商品取引法第四十条（第一号を除く。）（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、特例事業者が、特例投資家を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

8 第二十六条及び準用金融商品取引法第四十条（第一号を除く。）（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、特例事業者が、特例投資家を相手方又は事業参加者として特例事業を行なう場合には、適用しない。

9 第二十三条第一項（第五十条第二項において準用する場合（第五十八条第六項の規定により採用する場合）（第五十条第二項において準用する場合）に

読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五十八条第五項及び前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときには、適用しない。

4 第二十三条第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結の代理をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときについては、適用しない。

5 第六十九条 第二十二条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、宅地建物取引業者を相手方とする場合については、適用しない。

6 第二十六条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、事業参加者が宅地建物取引業者である場合については、適用しない。

7 この法律の規定は、国及び地方公共団体については、適用しない。
(宅地建物取引業法の規定の不適用)

8 第七十一条 宅地建物取引業法の規定は、第二条第三項第一号若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第五号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものであつて、金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに係る不動産特定共同事業に関する事項については、適用しない。

9 第七十二条 第十二条第三項第一号若しくは同項第五号に掲げる契約に基づき不動産取引を行なう事業参加者その他政令で定める事業参加者については、適用しない。

10 第七十三条 第二項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に

れた権限にあつては、財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（事務の区分）

第七十二条 第十二条及び第十三条（これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により都道府県が處理することとされている事務（第十一条及び第十三条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に）

4 第七十三条 第二項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に

（財務大臣への資料提出等）

（主務大臣への委任）

（政令による権限）

（内閣総理大臣への委任）

（外務省令による権限）

（内閣総理大臣への権限）

事業者又は小規模不動産特定共同事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二 第二十条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不実のことを告げた者

三 第五十八条第二項の規定に違反して、届出をしないで特例事業を営んだ者

四 第五十八条第七項又は第六十一条第三項の規定による命令に違反した者

五 第五十八条第八項又は第六十一条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四条第一項の規定により付された条件に違反した者

七 第九条第一項の規定に違反して、不動産特定共同事業契約書の作成をし、新たに不動産特定期別変更をし、又はこれを併科する。

八 第二十二条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、相手方に對し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は相手方への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

九 第四十六条第一項の規定に違反して、小規模不動産特定共同事業の種別の変更をし、不動産特定共同事業契約書の追加若しくは変更をし、又は新たに電子取引業務を行つた者

第十一条 前条第三号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、

事業者又は小規模不動産特定共同事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同法第二百九条の二第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは、「不動産特定共同事業法第八十一条第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「不動産特定共同事業法第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の許可申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十八条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

三 第二十四条第一項（第二十五条第一項若しくは第二十八条第二項（これららの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは報告書を交付せしめられた者）

六 第二十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させたとき。

七 第三十二条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第一項の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存したとき。

八 第三十三条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第二項の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出したとき。

九 第三十七条第一項前段若しくは第二項若しくは第五十四条第一項前段若しくは第二項の規定による命令に違反して業務管理者（第十七条第一項に規定する名簿をいう。）を備え置かず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者）並びに第五十八条第五項及び第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

一 第三十一条の二第三項（第五十条第二項において同じ。）の規定に違反して、第三十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

一 第二十二条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不動産特定共同事業契約書に基づかない不動産特定共同事業契約の締結の代理をした者

二 第十七条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事業参加者名簿（第三十一条第一項に規定する名簿をいう。以下この号

において準用する場合を含む。）若しくは第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第八十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の許可申請書に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第十七条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事業所を開設し、又は必要な措置を執らなかつたとき。

三 第二十四条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名のない書面を不動産特定共同事業契約の申込者に対し交付したとき。

四 第二十五条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名のない書面を不動産特定共同事業契約の当事者に対し交付したとき。

五 第二十八条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名のない書面を事業参加者に対し交付したとき。

六 第二十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させたとき。

七 第三十二条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第一項の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存したとき。

八 第三十三条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第二項の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出したとき。

九 第三十七条第一項前段若しくは第二項若しくは第五十四条第一項前段若しくは第二項の規定による命令に違反して業務管理者（第十七条第一項に規定する名簿をいう。）を備え置かず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者）並びに第五十八条第五項及び第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

一 第三十六条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第三十二条において同じ。）の規定に違反して、第三十二条において同じ。）

一 第四十二条第一項の登録申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条、第四十七条第一項、第五十八条第四項又は第五十九条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十六条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第十六条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第十七条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務管理者名簿（第十七条第一項に規定する名簿をいう。）を備え置かず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者）並びに第五十八条第五項及び第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五十八条第五項及び第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定により読み替えて適用する場合を含む。）

五 第二十三条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

六 第三十条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により置かれた者をいる。以下この号において同じ。）の規定により置かれた者を置任せしめられた者

において同じ。)を作成せず、若しくは保存せず、若しくはこれを事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の事業参加者名簿を作成し、若しくは保存し、若しくはこれを事業参加者に閲覧させた者

七 第六十三条第二項の規定に違反して、その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いた者

八 第六十七条第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして不動産特定共同事業を営んだ者

九 第六十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条 法人(法人でない社団又は財団で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条 三億円以下の罰金刑

二 第七十七条、第七十九条第一号若しくは第二号又は第八十条第三号 一億円以下の罰金刑

三 第七十九条第三号から第五号まで、第八十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は前三条 各本条の罰金刑

2 法人でない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 第十一条第一項又は第四十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

第八十七条 第六十三条第一項の規定に違反して、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処す。

第十一章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第八十八条 第八十二条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第九十条において同

じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができる。

七 第六十三条第二項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

八 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十二条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

九 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまで

三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十二条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

一〇 金融商品取引法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「不動産特定共同事業法第八十二条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとす

る。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「不動産特定共同事業法第八十二条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとす

る。

一一 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十条第三号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

一二 第九十条 第八十一条第三号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(施行期日)
附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から

ら六月間(当該期間内に第六条若しくは第七条の規定に基づく不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定により不動産特定共同事業の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)に限り、第三条の規定にかかるわらず、引き続き不動産特定共同事業を営むことができる。その者がその期間内に第五条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまで

三 前項の規定により引き続き不動産特定共同事業を営むことができる場合においては、その者を、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営んでいる場合にあつては主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者と、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して営んでいる場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の同項の許可を受けた不動産特定共同事業者と、これらの事務所を代表する者はこれに準ずる地位にある者を第十七条第一項の規定により置かれる業務管理者とみなして、第八条第三項、第十一条、第十四条、第十七条から第二十二条まで、第二十四条から第三十五条まで、第三十六条(第二号から第四号までを除く)、第三十七条(第三十九条、第四十条及び第四十四条の規定(これらは規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第十一条第一項第一号中「合併により」とあるのは「死亡し、又は合併により」とあるのは「消滅した法人」と、同項第四号中「不動産特定共同事業者であった」とあるのは「不動産特定共同事業者であつた個人又は不動産特定共同事業者であった」と、第十七条第三項中「既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは」とあるのは「この法律の施行の際附則第二条第二項の規定により業務管理者とみなされる者がいなかつたときは」の法律の施行の日から、既存の事務所が第一項の規定に抵触するに至つたときはその日から」と、第三十六条中「同項の許可を取り消す」とあるのは「不動産特定共同事業の廃止を命ずる」と、同条第一号中「第六条第二号、第三号」とあるのは「第六条第三号」と、第四十四条中「とき、又は第三十六条の規定により同項の許可が取り消されたとき

は」とあるのは「ときは」と、第五十二条第一号中「第三条第一項の許可を受けない」とあるのは「附則第一条第二項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定による不動産特定共同事業の廃止の命令に違反して」とす

る。

三 前項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定により不動産特定共同事業の廃止が命ぜられた場合における第六条第六号ホの規定の適用については、当該廃止の命令を第三条第一項の許可の取消しの処分と、当該廃止を命ぜられた日を同項の許可の取消しの日とみなす。

四 第二項の規定により不動産特定共同事業者と、主務省令で定めるところによつては、適用しない。

五 第二項の規定により不動産特定共同事業者が命ぜられた場合は、主務省令で定めた書面に同條第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる書類その他主務省令で定めるものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

六 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、前項の規定により提出した書面(添付された書類を含む。)に記載された事項(第五条第一項第五号に掲げる事項を除く。)に変更があつた場合には、主務省令で定めるところにより、変更があつた日から起算して二週間に内に、その旨を第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

七 前項の規定による届出は、第五条第一項第三号に規定する事務所の所在地の変更があつた場合において第八条第一項各号のいずれかに該當するときは、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する期間内に、第二項の規定により現に第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事を経由して、新たに同項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事にしなければならない。

八 第五項の規定に違反して書面若しくは添付書類を提出せず、若しくは書面若しくは添付書類を提出せざる者は、この法律の施行の際現に不動産特定共同事業の廃止を命ぜられた日より現に第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事を経由して、新たに同項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事にしなければならない。

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年二月八日法律第一)

(施行期日) **抄** (平成二年二月八日法律第一)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

二 第三百四十四条の規定(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 則 (平成二年五月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年一月九日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一三年一月九日法律第一)

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定(「第十七条の二」を削る部分に限る。)、第三条中

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日) **抄** (平成一四年五月二九日法律第四)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十六条までの規定(公布の日から起算して

一月を経過した日

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範

定) 公布の日から起算して三月を超えない範

定において政令で定める日

(不動産特定共同事業法の一部改正に伴う経過措置)

かかわらず、なお従前の例による。

(権限の委任)

第十二条 信託業務を兼営する銀行で第十二条の規定の施行に不動産特定共同事業を営んでいるものについては、同条の規定による改正後の不動産特定共同事業法第四十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(権限の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(処分等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつた処分、手続その他その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に

後もそのそれぞれの法律の相当の規定によつたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

(罰則に関する経過措置)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) **抄** (平成一六年六月二日法律第七六)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第五项、第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十三条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日) **抄** (平成一六年六月一八日法律第一二四号)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第十九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

第二十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

二
三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条第一項、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百六十六項及び第二項、第一百七十二条第十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の十二第一項、第四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五條の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日
(罰則に関する経過措置)

別表（第五条、第六条、第四十二条、第五十九条、第六十七条関係）

一 第一号事業、小規模不動産特定共同事業	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八（第二条第六項第一号に条第二項に規定する第二掲げる行為に係るものに限る。）又は適格特例に係るものに限る。）又は同法第六十三条第二項投資家限定事業
二 第二条第四項第二号に掲げる行為に係る条の登録（同法第二十九号に掲げる行為に係る条の登録（同法第二十八事業又は第四号事業の条第一項に規定する第一うち、不動産特定共同種金融商品取引業の種別事業契約に基づく権利に係るものに限る。）又は同法第六十三条第二項の規定による届出（同条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）	二 第二条第四項第二号に掲げる行為に係る条の登録（同法第二十九号に掲げる行為に係る条の登録（同法第二十八事業又は第四号事業の条第一項に規定する第一うち、不動産特定共同種金融商品取引業の種別事業契約に基づく権利に係るものに限る。）又は同法第六十三条第二項の規定による届出（同条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）

三 第二条第四項第二号に掲げる行為に係る条の登録（同法第二十九号に掲げる行為に係る条の登録（同法第二十八事業又は第四号事業の条第一項に規定する第一うち、前号に規定する種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）

主務省令で定めるもの
以外のもの

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第六十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十九条 政府は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。